核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特揭診療料 第3部 検査 第3節 生体検査料

D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、 サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査

D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによ 1,600 点 る心肺機能検査

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」(令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日 保医発0305第4号)

	告示	通知
注1	負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数に	(1) トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイク
	より算定する。	ルエルゴメーターによる心肺機能検査には、この
		検査を行うために一連として実施された「D208」
注2	区分番号 D200 に掲げるスパイログラフィー	心電図検査、「D200」スパイログラフィー等検査
4	等検査又は区分番号 D208 に掲げる心電図検査	を含むものであり、負荷の種類及び回数にかかわ
-	であって、同一の患者につき当該検査と同一日に	らず、所定点数により算定する。
í	行われたものの費用は、所定点数に含まれるもの	(2) 呼吸器疾患に対して施行された場合にも、所定
	とする。	点数を算定できる。
注3	運動療法における運動処方の作成、心・肺疾患	
	の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療	
3	効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行	
-	った場合には、連続呼気ガス分析加算として、	
[520 点を所定点数に加算する。	

核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3節 生体検査料 ラジオアイソトープを用いた諸検査

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号)

告示	通知
通則	
区分番号 D292 及び D293 に掲げるラジオアイソ	
トープを用いた諸検査については、各区分の所定点数	
及び区分番号 D294 に掲げるラジオアイソトープ検	
査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。	